

役員の報酬等及び費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益社団法人全国都市清掃会議（以下「本会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬及び費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 主として会計を監査する監事とは、公認会計士の資格を持つ監事をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、常勤の理事に対しては、その職務執行の対価として第4条の定める報酬及び第7条の定める特別手当を支払うことができる。

- 2 主として会計を監査する監事に対しては、その職務執行の対価として出席謝金（1回3万円以下を支払うことができる。
- 3 常勤の理事が退職したときは、公益社団法人全国都市清掃会議役員退職手当支給規則に定める退職手当を支給する。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤の理事の報酬については月額とし、勤務内容、勤務時間、勤務年数等を勘案した上で、別表から理事会の承認を得て、会長が定める額とする。

(報酬の支給日及び支給方法)

第5条 報酬の支給日は、毎月15日（その日が休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日）とし、第7条に規定する特別手当の支給日は、そのつど別に定める日とする。

- 2 常勤の理事の報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべきものを控除し、その残

額を通貨で直接常勤の理事に支給する。この場合において、常勤の理事が指定する自己名義の口座への振込により支払うことができる。

(新たに常勤の理事になった者及び常勤の理事でなくなった者の報酬)

第6条 新たに常勤理事になった者に対しては、その日から報酬を支給する。

2. 常勤の理事が退職及び解任又は死亡したときは、その日まで報酬を支給する。
3. 前2項の規定により報酬を支給する場合であつて報酬期間の初日から支給するとき以外のとき又は報酬期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その報酬期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(特別手当)

第7条 特別手当は6月及び12月に、職員給与規則第19条(期末手当)、第20条(勤勉手当)の規定に基づき支給する。

(費用)

第8条 常勤の理事には、給与規則に基づき通勤に要する交通費として通勤手当を、別に定める旅費規則に基づき職務執行に要する交通費、旅費及び日当を支給する。

- 2 役員には、その職務執行にあたり負担した費用を支払うことができる。

(端数の処理)

第9条 この規則に定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数処理については、国等の債権債務の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(改 廃)

第10条 この規則の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益社団法人全国都市清掃会議の設立の登記の日から施行する。

別表（第4条）

号	報酬額（円）
1	550,000
2	600,000
3	650,000
4	700,000
5	750,000